

条例制定の経緯

府中市は、令和6年6月28日、府中市けやき並木を守り育てる条例(令和6年府中市条例第23号)を制定・公布しました。この条例は、馬場大門のケヤキ並木が大正13年に国の天然記念物に指定されてから、令和6年で100周年を迎えることを契機に、私たちは、かけがえのない財産であるけやき並木(「馬場大門のケヤキ並木」を中心とした区域をいいます。)の保全及び利用に係る規範意識を自ら高めるとともに、相互の理解と連携の下、協働により美しいけやき並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、制定するものです。

基本理念

けやき並木の保全及び利用は、馬場大門のケヤキ並木が市の中心市街地に所在する特性を勘案し、市民等の理解の下、様々な人々との協働により、その魅力と価値を高めつつ、将来に引き継ぐことを基本として、行われなければならないことを定めています。

市民等と市の協働による取組

【市民等の役割】市民等は、基本理念にのっとり、けやき並木の保全及び利用に関する取組の重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

【市の役割】基本理念にのっとり、けやき並木の保全及び利用のために必要な施策を総合的に講ずるものとします。

【教育委員会の役割】教育委員会は、馬場大門のケヤキ並木の保存と活用に関する取組の重要性について市民等が理解を深められるよう、学習の機会の提供、馬場大門のケヤキ並木の保存に関する活動についての情報の提供等を行うものとします。

指導等の対象となる禁止行為

- 石積みの中に立ち入ること。
- 火気を使用すること。
- けやき並木の全部・一部を独占して長時間にわたりほしいままに利用することにより、他人のけやき並木の利用を妨げること。
- 府中市まちの環境美化条例第7条・第9条第2項に規定する行為をすること。
- このほか、けやき並木において他人に迷惑を及ぼす行為・危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

けやき並木は、本市のシンボルであり、長い間大切に受け継がれてきた貴重な財産です。これからもけやき並木を大切に、守り育てていくために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。